

時間外労働
休日労働に関する協定届

事業の種類		事業の名称		事業の所在地(電話番号)				協定の有効期間		
医学教育・診療		学校法人 大阪医科薬科大学 大阪医科大学		大阪府高槻市大学町2番7号(072-683-1221)				2020年4月1日～2021年3月31日		
時間外労働		時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数				
					1日	1箇月(①については45時間まで、②については42時間まで)		1年(①については360時間まで、②については320時間まで)		
					法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	起算日 (年月日)	2020年4月1日
								法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	
		基礎系教員及び看護学部教員の教育、研究	各教室における教育・研究(実験、講義、委員会、会議等)	教員 80名		5時間		45時間		360時間
	人事・庶務及び会計等の業務	法人監査室、募金推進本部、情報企画管理部、総務部、財務部、歴史資料館、購買・物流部	事務員 87名 技術員 1名 看護職 15名 非常勤 22名		5時間		45時間		360時間	
	入試及び教務関係業務	学務部、入試・広報部、図書館課、保健管理室、研究支援センター、基礎系各教室、大学安全対策室、中山国際医学医療交流センター	事務員 56名 技術員 13名 看護職 2名 労務職 2名 非常勤 26名		5時間		45時間		360時間	
	施設の保全・保守の業務	施設課(電気・ボイラー)	事務員 1名 技能員 20名		5時間		45時間		360時間	
	医療、診療、給食の業務	診療科、病院看護部、病院薬剤部、栄養部、総合医療研修センター、病院中央診療部門、病院事務部、診療支援部門、臨床研究センター、がんセンター、広域医療連携センター、LDセンター	事務員 186名 技術員 347名 看護職 981名 労務職 3名 非常勤 165名		5時間		45時間		360時間	
		②1年単位の変形労働時間制により労働する労働者								
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)		労働させることができる法定休日の数		労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻	
	基礎系教員及び看護学部教員の教育、研究		各教室における教育・研究(実験、講義、委員会、会議等)	教員 80名						
	人事・庶務及び会計等の業務		法人監査室、募金推進本部、情報企画管理部、総務部、財務部、歴史資料館、購買・物流部	事務員 87名 技術員 1名 看護職 15名 非常勤 22名						
	入試及び教務関係業務		学務部、入試・広報部、図書館課、保健管理室、研究支援センター、基礎系各教室、大学安全対策室、中山国際医学医療交流センター	事務員 56名 技術員 13名 看護職 2名 労務職 2名 非常勤 26名						
	施設の保全・保守の業務		施設課(電気・ボイラー)	事務員 1名 技能員 20名						
	医療、診療、給食の業務		診療科、病院看護部、病院薬剤部、栄養部、総合医療研修センター、病院中央診療部門、病院事務部、診療支援部門、臨床研究センター、がんセンター、広域医療連携センター、LDセンター	事務員 186名 技術員 347名 看護職 981名 労務職 3名 非常勤 165名						

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。☒
(チェックボックスに要チェック)



時間外労働
休日労働に関する協定届(特別条項)

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。)				1年 (時間外労働のみの時間数。 720時間以内に限る。)		
									起算日 (年月日)	2020年4月1日	
			延長することができる時間数		法定労働時間を超えて労働させることができる回数(6回以内に限る。)	延長することができる時間数	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	延長することができる時間数		法定労働時間を超えて労働に係る割増賃金率	
			法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	限度時間を超えて労働させることができる回数(6回以内に限る。)	法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	所定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数 (任意)	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率
各教室における教育・研究(実験、講義、委員会、会議等)	各教室における教育・研究(実験、講義、委員会、会議等)	教員 80名	5時間		6回	80時間		25%	720時間		25%
人事・庶務及び会計等の各種申請業務、保健請求業務及び決算業務等が発生した場合	法人監査室、募金推進本部、情報企画管理部、総務部、財務部、歴史資料館、購買・物流部	事務員 90名 技術員 0名 看護職 11名 労務職 0名 非常勤 19名	5時間		6回	80時間		25%	720時間		25%
入試及び教務関係業務等が発生した場合	学務部、入試・広報部、図書館課、保健管理室、研究支援センター、基礎系各教室、大学安全対策室、中山国際医学医療交流センター	事務員 55名 技術員 13名 看護職 2名 労務職 2名 非常勤 28名	5時間		6回	80時間		25%	720時間		25%
地震、台風等の災害及び工事等により本学法人施設の保全・保守の業務等が発生した場合	施設課(電気・ボイラー)	技能員 20名	5時間		6回	80時間		25%	720時間		25%
医療、診療、給食等の業務が発生した場合	診療科、病院看護部、病院薬剤部、栄養部、総合医療研修センター、病院中央診療部門、病院事務部、診療支援部門、臨床研究センター、がんセンター、広域医療連携センター、LDセンター	事務員 190名 技術員 356名 看護職 1,008名 労務職 2名 非常勤 151名	5時間		6回	80時間		25%	720時間		25%
限度時間を超えて労働させる場合における手続	労働者代表者に対する事前申し入れ										
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	(該当する番号) ①、⑨	(具体的内容) 労働時間が月45時間を超えた労働者に対して、面接指導を奨励する通知を行い、職員の申し出により産業医あるいは医師による面接指導を実施									
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。☑ (チェックボックスに要チェック)											

協定の成立年月日 2020 年 3 月 27 日

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法
(部門代表の選出は、過半数の賛成する選出方法をもって第1区分～第5区分から各々2名選出する。代表するものは、部門代表者の互選により選出する。)

2020 年 3 月 30 日

茨木 労働基準監督署長殿

職名 物理学教室 准教授
氏名 吉田 秀司



使用者 職名 学校法人 大阪医科薬科大学 大阪医科大学
氏名 植木 實



事業の種類	事業の名称				事業の所在地（電話番号）				
医学教育・診療	学校法人 大阪医科薬科大学 大阪医科大学				大阪府高槻市大学町2番7号(072-683-1221)				
	時間外労働をさせる 必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)		所定労働時間	延長することができる時間			期間
						1日	1日を超える一定の期間(起算日)		
							1ヶ月(毎月1日)	1年(4月1日)	
①下記②に該当しない労働者	診療、分娩、緊急患者、入院患者の様態急変等、緊急を要する手術及び処置業務	病院中央診療部門、診療科(患者に対する診療業務)	医師	486名	1日(平日)7時間20分 (土曜)4時間10分 (大阪医科大学 就業規則第7条に従う。)	5時間	時間外労働の延長できる時間は月間45時間を遵守します。	360時間	2020年4月1日 }
	臨床研修に関する診療業務	患者に対する診療業務	研修医	108名					
						但し、1ヶ月45時間を超えると見込まれる医療業務及び付帯業務等が著しく集中した場合は、労使の協議を経て1ヶ月に155時間まで、1年間を通じて1860時間(6ヶ月で930時間)まで延長することができる。なお、延長時間が1か月45時間を超えた場合又は1年360時間を超えた場合の割増賃金率は25%とする。	2021年3月31日		
②1年単位の変形労働時間制により労働する労働者									
休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)		所定の休日	労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻			期間
診療、分娩、緊急患者、様態急変等、緊急を要する手術及び処置、及び入院患者対応業務		病院中央診療部門、診療科(患者に対する診療業務)	医師	486名	日曜、国民の祝日 本学創立記念日(6/1) 年末年始(12/29～1/3) 月の第2、第4の土曜日及び第1、第3、第5のいずれかの土曜日又は他の曜日の半日	1ヶ月に2回 8:30～16:50 (大阪医科大学 就業規則第7条に従う。)			2020年4月1日 } 2021年3月31日
臨床研修に関する診療業務		患者に対する診療業務	研修医	108名					

協定の成立年月日 2020年3月27日

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の
協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法

(部門代表者の選出は、過半数の賛成する選出方法をもって第1区分～第5区分から各々2名を選出する。代表するものは、部門代表者の互選により選出する。)

2020年3月30日

茨木労働基準監督署長 殿

職 名 物理学教室 准教授
氏 名 吉田 秀司



使用者 職 名 学校法人 大阪医科薬科大学 大阪医科大学
氏 名 理事長 植木 寛

